

市外大学への通学支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の人口減少対策として、大学生の地元定着を促進するため、生活の基盤を本市に置きながら、市外大学に新幹線又は高速バスで通学する大学生に対し、予算の範囲内において市外大学への通学支援事業補助金（以下「通学補助金」という。）を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市在住者 本市の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (2) 定期券 西日本旅客鉄道株式会社が発行するF R E X（フレックス）パル（J R福山駅を出発し、J R広島駅以西又はJ R姫路駅以东の新幹線駅を経由するものに限る。）又はバス会社が発行する高速バスの通学定期券（福山市内の停留所を出発できるものに限る。）をいう。
- (3) 大学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による市外の大学に在籍する本市在住者（正規の修学年限を経過した者を除く。）をいう。

(補助対象者等)

第3条 通学補助金の交付の対象者は、定期券を購入して、通学する大学生であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) ふくやま未来応援隊の会員である者
- (2) 定期券の購入に対して他の補助金の交付を受けていない者

(補助対象期間)

第4条 補助の対象期間は、1年度を単位とする。

(通学補助金の額)

第5条 通学補助金の額は、定期券の購入費の額の2分の1の額とする。ただし、1人について年間500,000円を上限とする。

- 2 定期券の購入費の額（新幹線の場合は、新幹線定期券の額に相当する額に限る。）は、定期券を使用した月数（1か月に満たない月数は切り捨てる。）に応じて、3か月分の定期券の額を基準に算出する。ただし、3か月分の定期券の発行がなされていない場

合は、1か月分の定期券の額を用いて算出する。

- 3 通学補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(通学補助金の交付申請)

第6条 通学補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市外大学への通学支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助の対象となる年度(以下「補助対象年度」という。)のうち市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 本市在住者であることを証する身分証明書の写し
- (2) 大学生であることを証する書類の写し
- (3) ふくやま未来応援隊の会員証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 通学補助金の交付を受けた者が、次年度以降も通学補助金の交付を受けようとする場合は、市外大学への通学支援事業更新申請書に前項に掲げる書類(同項第3号を除く。)を添えて、更新手続を行わなければならない。

- 3 前項の通学支援事業更新申請書とは、様式第1号の1の区分のうち更新を選択した申請書のことをいう。

(通学補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その審査(面接等を含む。)を行い、適当又は不当の決定をする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(責務等)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(次条において「補助金交付決定者」という。)は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 本市が発信する地元就職の促進に関する情報をメール、郵便等で受け取ること。
- (2) 本市主催又は本市で実施される就職関連事業へ参加すること。
- (3) 前2号の規定により得た情報を、自らのSNSを活用する等して友人等に拡散するよう努めること。

- 2 市長は、規則第14条第1項に定めるもののほか、補助金交付決定者が前項に掲げる事項を果たさない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告書の提出及び通学補助金の請求)

第9条 第7条第1項の規定により補助金交付決定者は、市長に補助対象年度の3月15日までに、市外大学への通学支援事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 使用した定期券の写し
- (2) 定期券の領収書の写し
- (3) 本市在住者であることを証する身分証明書の写し

2 市長は、前項の規定により提出された実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定者に通知するものとする。

3 補助金交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年(平成31年)4月1日から施行する。